

令和5年 第2回

函館市建築審査会議事録

日 時 令和5年2月13日(月) 14:00～14:25

場 所 消防本部 2階 会議室

会議次第 1 開 会
2 議 事
議 案 : 建築主事の処分に対する審査請求に係る口頭審査
3 閉 会

出席者 委 員 : 5名
事務局 : 3名
関係人 : 3名

事務局	<p style="text-align: center;">【1 開 会】</p> <p>本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、令和5年第2回函館市建築審査会を開催いたします。</p> <p>なお、本日は新型コロナウイルス感染対策として、会議中のマスクの着用や会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の会議でございますが、委員5名のご出席をいただいておりますので、函館市建築審査会条例第5条第3項の規定より、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>建築主事の処分に対する審査請求に係る口頭審査に入ります前に、令和5年1月30日に開催いたしました前回の審査会からの経過をご説明したいと思います。</p> <p>本日まで、処分庁である建築主事および審査請求人から資料その他証拠の提出はありませんでしたので、ご報告いたします。本日の口頭審査時に書類提出がされる可能性がございますので、その際はご対応お願いいたします。</p> <p>それでは、関係人の方に入場していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(審査請求人, 代理人, 函館市建築主事 入場)</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【2 口頭審査】</p> <p>それでは、ただ今から、函館市建築審査会により口頭審査を開催いたします。私、本日の審査会の進行役をさせていただきます、当審査会の書記で、函館市都市建設部建築行政課主査の白畑でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日の口頭審査は、令和4年7月11日、当審査会に提起されました、函館市建築主事が行った処分の取り消しを求める審査請求に対する裁決を行うにあたりまして、建築基準法第94条第3項の規定に基づき、関係人が意見を述べる場として『公開』にて行うものでございます。</p> <p>口頭審査の開会にあたりまして、出席者の方々をご紹介します。まず、初めに函館市建築審査会の委員をご紹介します。</p> <p style="text-align: center;">(函館市建築審査会委員 紹介)</p>

事務局	<p>続きまして、審査請求に係る関係人の方をご紹介します。</p> <p>(審査請求人、代理人、函館市建築主事 紹介)</p> <p>以上、出席者の方々をご紹介しますいただきました。</p> <p>それでは、これからの口頭審査の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
主宰者	<p>はい。よろしく申し上げます。口頭審査については、主宰者が行う形式になっておりますので、私が主宰者として進行させていただきます。</p> <p>口頭審査に入ります前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、令和4年7月11日、当審査会に対してなされました、令和4年6月30日付けで、建築主事がなした『建築基準法第6条第7項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知』の処分の取り消しを求める審査請求に係る口頭審査に入らせていただきます。</p> <p>まず、口頭審査の趣旨および陳述に際しての注意事項につきまして、私からご説明申し上げたいと思います。</p> <p>公開による口頭審査の実施は、建築基準法第94条第3項の規定に基づくものですが、その趣旨につきましては、審査請求人の主張・立証の機会を保障することによりまして、審査請求人の権利利益を保護し、それとともに審査の公正適正化を図り、さらには、処分そのものの適正化を図るために設けられているとされております。</p> <p>一方、原則的には、審査請求に対する審理は、書面に基づいて行う『書面主義』でございますので、当審査会におきましても、先に提出されました審査請求書、弁明書、反論書については十分に目を通しており、審査請求人および処分を行った函館市建築主事双方の主張あるいは立証は、これらの書面にて、概ね理解しているところでございます。</p> <p>したがいまして、本日の口頭審査におきましては、提出済みの書面を補足するような内容について、要領よく簡潔に、審査請求人、処分を行った函館市建築主事の順に述べていただきたいと思います。</p> <p>その後、各委員から関係人に質問をするというような流れで進めさせていただきます。</p>

<p>主宰者</p>	<p>また、議事進行の混乱を防ぐため、発言は、議長の了解を得たのちにお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、初めに審査請求人にお伺いします。</p> <p>審査請求人の方からは、主張する書面として審査請求書など3通出ております。また、関係する資料も建築審査会宛にいただいております。以前の審査請求時における資料についても、今回の審査請求の資料として書面審査の対象となると考えておりますけれども、これらの書類について何か訂正する部分、また、補足するところはございませんか。</p>
<p>審査請求人</p>	<p>私よりも、私の家内（代理人）の方が提出した資料について詳しく知っておりますので、家内（代理人）の方からお話させていただきたいと思います。</p>
<p>主宰者</p>	<p>代理人の方から何かありますでしょうか。</p>
<p>代理人</p>	<p>特にございませぬ。</p> <p>ただ、一部だけ資料を持参したのですが、本日提出が可能でしたら、提出したいと思います。</p>
<p>主宰者</p>	<p>どのようなものでしょうか。</p>
<p>代理人</p>	<p>函館市が提出された、昭和2年の査定図について説明をした資料です。</p>
<p>主宰者</p>	<p>実物を見せていただけますか。</p> <p>これは裁判の時に函館市から提出された資料ですね。おそらく、今回の資料の中にあるものと重複する可能性があります。</p>
<p>代理人</p>	<p>そうです。</p>
<p>主宰者</p>	<p>今提出された書類の扱いについては、今後審理の中で決定します。</p> <p>また、書類の中で、書証という記載がある表紙については、証拠になりませんので。それから、証拠説明書2と記載されている2ページ目については、裁判の時に関連的に当事者が説明する資料です。これ自体は証拠にはなりませんけれども、参考資料として考えておきます。</p> <p>ちなみに、今日用意されているのは2部ですか。</p>
<p>代理人</p>	<p>処分庁と審査会用に2部用意してあります。</p>

主宰者	<p>分かりました。受領いたします。</p> <p>その他、請求人の方から何かございますか。</p>
代理人	<p>特にございません。</p>
主宰者	<p>分かりました。</p> <p>それでは、処分庁の方からは弁明書を含めた主張書面として2通提出されていますが、これらの書類について何か訂正する部分、また、補足するところ、あるいは審査請求人からあったように、追加で提出する書類などはございませんか。</p>
函館市建築主事	<p>私の方からは先に提出しております、弁明書および再弁明書につきまして、訂正する部分はありませんが、弁明書に記載の事項を補足する資料として、当該2項道路の裁判に関する資料等を追加で提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
主宰者	<p>まず、内容を確認させてください。</p> <p>請求人の方へも提出された書類の内容を説明します。提出されたものは民事裁判における第1審の判決書、控訴審の判決書、上告審の却下決定、上告不受理の書類、道路台帳図、この道路台帳図は裁判とは関係のないものとなっています。</p>
代理人	<p>道路台帳図というのはどのようなものでしょうか。</p>
主宰者	<p>説明では、道路台帳図という記載しかありません。書類をお渡しします。</p>
代理人	<p>内容分かりました。これは今お借りしていても構いませんか。</p>
主宰者	<p>構いません。審査請求人、処分庁から提出された資料については、証拠としての提出のようですが、基本的には審査会の方で最終的に証拠として扱うかどうか合議が必要になります。何もなければ証拠として扱うと考えておいてください。証拠として扱えない場合はご連絡します。</p> <p>提出されている資料については、審査会の方で整理します。請求人の方からは大量の資料が提出されており、重複しているものもありますが、内容は把握できますので、正式な資料として扱います。</p> <p>処分庁は他に提出書類などありますか。</p>

函館市建築主事	特にありません。
主宰者	<p>1点確認をしておきます。各委員からの質疑はこの後行いますけれども、申請地である敷地については、分筆されているということが判明しております。これについては、公表されたものですので、その事実について、建築審査会で把握しておりますけれども、よろしいですね。</p>
代理人	はい。
主宰者	<p>敷地所有者が誰かということと、申請人が誰かということは直接的な関係はありません。所有者でなければ申請できないというわけではありませので。分筆された事実があり、それを審査会が把握しているということだけお伝えしておきます。</p> <p>それでは、各委員の方々から審査請求人、処分庁に対しての質疑を行おうと思います。委員の皆様は何かありますでしょうか。</p>
委員一同	特になし。
主宰者	<p>それでは、当審査会といたしましては、これまで提出された書面、および本日の口頭審査のほか、審査会が事実認定に必要とされる関係書類の提出を今後必要であれば関係人に求めていくなどし、改めて審査会を開催し、これらをもとに慎重に審理したうえで、審査請求に係る裁決を行っていき、また、裁決の結果につきましては、関係人それぞれに文書で通知いたします。手続きとしては以上です。</p> <p>これをもちまして、令和4年7月11日、当審査会に対してなされました、審査請求に係る口頭審査を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、建築主事の処分に対する審査請求に係る口頭審査を終了いたします。</p>